

福岡市プラント電気設備 一般仕様書 第1章 共通事項 新旧比較表(1/5)

	改訂前	改訂後	改訂事項																																																																																										
P.1-5	<p>第10条 関係法令の遵守</p> <p>電気設備建設・維持管理の関係法令は次のものがある。</p> <p>電気設備の工事施工は、これらの関係法令を遵守する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">法令等名称</th> <th style="width: 50%;">概要</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 下水道法</td> <td>下水道の整備を行い、都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図ることにある。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 環境基本法</td> <td>従来の公害対策が事後的対処にとどまりがちであったが、本法は積極的に公害の未然防止対策を施すものである。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 大気汚染防止法</td> <td>公害防止のための規制準拠などは地方自治体の条例で規制している点が多い。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 振動規制法</td> <td>工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 騒音規制法</td> <td>電気設備で関連の多いのは騒音である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 水質汚濁防止法</td> <td>閉鎖性の水域に対する水質の総量規制を新たに導入している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 悪臭防止法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. 電気事業法 電気事業法施行規則 電気関係報告規則</td> <td>電気に関する基本法律であり、電気の供給及び使用による危険及び障害防止を目的としている。 電気工作物の範囲、認可・届出の範囲と手続、保安規程、主任技術者の選任などを規定している。 電気工作物に関する変更報告、定期報告、事故報告などを規定している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11. 電気供給約款</td> <td>各電力会社が電気を供給するときの電気料金そのほかの供給条件を定めている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12. 電気用品安全法</td> <td>社会的に比較的普遍的に用いている小形電気器具部品、材料、電線などの製造販売及び使用などを規制している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13. 電気工事士法</td> <td>電気工事の欠陥による火災などの災害を防止するため、一般及び自家用電気工作物の工事に従事する者の資格などを定めている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14. エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)</td> <td>工場・建築物・機械器具のエネルギー使用の合理化に関する所要の措置等を講じることを定めている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15. 製造物責任法(PL法)</td> <td>製造物の欠陥により、身体・生命・財産にかかわる被害が生じた場合の製造業者等の損害賠償責任について定めている。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法令等名称	概要	備考	1. 下水道法	下水道の整備を行い、都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図ることにある。		2. 環境基本法	従来の公害対策が事後的対処にとどまりがちであったが、本法は積極的に公害の未然防止対策を施すものである。		3. 大気汚染防止法	公害防止のための規制準拠などは地方自治体の条例で規制している点が多い。		4. 振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。		5. 騒音規制法	電気設備で関連の多いのは騒音である。		6. 水質汚濁防止法	閉鎖性の水域に対する水質の総量規制を新たに導入している。		7. 悪臭防止法			8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律			9. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律			10. 電気事業法 電気事業法施行規則 電気関係報告規則	電気に関する基本法律であり、電気の供給及び使用による危険及び障害防止を目的としている。 電気工作物の範囲、認可・届出の範囲と手続、保安規程、主任技術者の選任などを規定している。 電気工作物に関する変更報告、定期報告、事故報告などを規定している。		11. 電気供給約款	各電力会社が電気を供給するときの電気料金そのほかの供給条件を定めている。		12. 電気用品安全法	社会的に比較的普遍的に用いている小形電気器具部品、材料、電線などの製造販売及び使用などを規制している。		13. 電気工事士法	電気工事の欠陥による火災などの災害を防止するため、一般及び自家用電気工作物の工事に従事する者の資格などを定めている。		14. エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)	工場・建築物・機械器具のエネルギー使用の合理化に関する所要の措置等を講じることを定めている。		15. 製造物責任法(PL法)	製造物の欠陥により、身体・生命・財産にかかわる被害が生じた場合の製造業者等の損害賠償責任について定めている。		<p>第10条 関係法令の遵守</p> <p>電気設備建設・維持管理の関係法令は次のものがある。</p> <p>電気設備の工事施工は、これらの関係法令を遵守する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">法令等名称</th> <th style="width: 50%;">概要</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 下水道法</td> <td>下水道の整備を行い、都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図ることにある。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 環境基本法</td> <td>従来の公害対策が事後的対処にとどまりがちであったが、本法は積極的に公害の未然防止対策を施すものである。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 大気汚染防止法</td> <td>公害防止のための規制準拠などは地方自治体の条例で規制している点が多い。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 振動規制法</td> <td>工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 騒音規制法</td> <td>電気設備で関連の多いのは騒音である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 水質汚濁防止法</td> <td>閉鎖性の水域に対する水質の総量規制を新たに導入している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 悪臭防止法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. 電気事業法 電気事業法施行規則 電気設備に関する技術基準を定める省令 電気関係報告規則</td> <td>電気に関する基本法律であり、電気の供給及び使用による危険及び障害防止を目的としている。 電気工作物の範囲、認可・届出の範囲と手続、保安規程、主任技術者の選任などを規定している。 電気設備に関する技術基準を定める省令</td> <td>電気事業法の規定に基づき、電気工作物の技術基準を定めたもの。</td> </tr> <tr> <td>11. 電気供給約款</td> <td>各電力会社が電気を供給するときの電気料金そのほかの供給条件を定めている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12. 電気用品安全法</td> <td>社会的に比較的普遍的に用いている小形電気器具部品、材料、電線などの製造販売及び使用などを規制している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13. 電気工事士法</td> <td>電気工事の欠陥による火災などの災害を防止するため、一般及び自家用電気工作物の工事に従事する者の資格などを定めている。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法令等名称	概要	備考	1. 下水道法	下水道の整備を行い、都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図ることにある。		2. 環境基本法	従来の公害対策が事後的対処にとどまりがちであったが、本法は積極的に公害の未然防止対策を施すものである。		3. 大気汚染防止法	公害防止のための規制準拠などは地方自治体の条例で規制している点が多い。		4. 振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。		5. 騒音規制法	電気設備で関連の多いのは騒音である。		6. 水質汚濁防止法	閉鎖性の水域に対する水質の総量規制を新たに導入している。		7. 悪臭防止法			8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律			9. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律			10. 電気事業法 電気事業法施行規則 電気設備に関する技術基準を定める省令 電気関係報告規則	電気に関する基本法律であり、電気の供給及び使用による危険及び障害防止を目的としている。 電気工作物の範囲、認可・届出の範囲と手続、保安規程、主任技術者の選任などを規定している。 電気設備に関する技術基準を定める省令	電気事業法の規定に基づき、電気工作物の技術基準を定めたもの。	11. 電気供給約款	各電力会社が電気を供給するときの電気料金そのほかの供給条件を定めている。		12. 電気用品安全法	社会的に比較的普遍的に用いている小形電気器具部品、材料、電線などの製造販売及び使用などを規制している。		13. 電気工事士法	電気工事の欠陥による火災などの災害を防止するため、一般及び自家用電気工作物の工事に従事する者の資格などを定めている。		関係法令の追加
	法令等名称	概要	備考																																																																																										
	1. 下水道法	下水道の整備を行い、都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図ることにある。																																																																																											
	2. 環境基本法	従来の公害対策が事後的対処にとどまりがちであったが、本法は積極的に公害の未然防止対策を施すものである。																																																																																											
	3. 大気汚染防止法	公害防止のための規制準拠などは地方自治体の条例で規制している点が多い。																																																																																											
	4. 振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。																																																																																											
	5. 騒音規制法	電気設備で関連の多いのは騒音である。																																																																																											
	6. 水質汚濁防止法	閉鎖性の水域に対する水質の総量規制を新たに導入している。																																																																																											
	7. 悪臭防止法																																																																																												
	8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律																																																																																												
	9. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律																																																																																												
	10. 電気事業法 電気事業法施行規則 電気関係報告規則	電気に関する基本法律であり、電気の供給及び使用による危険及び障害防止を目的としている。 電気工作物の範囲、認可・届出の範囲と手続、保安規程、主任技術者の選任などを規定している。 電気工作物に関する変更報告、定期報告、事故報告などを規定している。																																																																																											
	11. 電気供給約款	各電力会社が電気を供給するときの電気料金そのほかの供給条件を定めている。																																																																																											
	12. 電気用品安全法	社会的に比較的普遍的に用いている小形電気器具部品、材料、電線などの製造販売及び使用などを規制している。																																																																																											
	13. 電気工事士法	電気工事の欠陥による火災などの災害を防止するため、一般及び自家用電気工作物の工事に従事する者の資格などを定めている。																																																																																											
14. エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)	工場・建築物・機械器具のエネルギー使用の合理化に関する所要の措置等を講じることを定めている。																																																																																												
15. 製造物責任法(PL法)	製造物の欠陥により、身体・生命・財産にかかわる被害が生じた場合の製造業者等の損害賠償責任について定めている。																																																																																												
法令等名称	概要	備考																																																																																											
1. 下水道法	下水道の整備を行い、都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図ることにある。																																																																																												
2. 環境基本法	従来の公害対策が事後的対処にとどまりがちであったが、本法は積極的に公害の未然防止対策を施すものである。																																																																																												
3. 大気汚染防止法	公害防止のための規制準拠などは地方自治体の条例で規制している点が多い。																																																																																												
4. 振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。																																																																																												
5. 騒音規制法	電気設備で関連の多いのは騒音である。																																																																																												
6. 水質汚濁防止法	閉鎖性の水域に対する水質の総量規制を新たに導入している。																																																																																												
7. 悪臭防止法																																																																																													
8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律																																																																																													
9. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律																																																																																													
10. 電気事業法 電気事業法施行規則 電気設備に関する技術基準を定める省令 電気関係報告規則	電気に関する基本法律であり、電気の供給及び使用による危険及び障害防止を目的としている。 電気工作物の範囲、認可・届出の範囲と手続、保安規程、主任技術者の選任などを規定している。 電気設備に関する技術基準を定める省令	電気事業法の規定に基づき、電気工作物の技術基準を定めたもの。																																																																																											
11. 電気供給約款	各電力会社が電気を供給するときの電気料金そのほかの供給条件を定めている。																																																																																												
12. 電気用品安全法	社会的に比較的普遍的に用いている小形電気器具部品、材料、電線などの製造販売及び使用などを規制している。																																																																																												
13. 電気工事士法	電気工事の欠陥による火災などの災害を防止するため、一般及び自家用電気工作物の工事に従事する者の資格などを定めている。																																																																																												

福岡市プラント電気設備 一般仕様書 第1章 共通事項 新旧比較表(2/5)

	改訂前	改訂後	改訂事項																																																																																																																																																
P.1-7	<p>第11条 関係規格の準拠</p> <p>プラント電気設備に関係する規格、指針等には、次のようなものがある。</p> <p>プラント電気設備の工事施工は、本一般仕様書に定めるもののほか、国内規格、指針等に準拠して施工する。</p> <p>プラント電気設備の施工に際してこれらの国内規格及び指針等により難しい場合は、その制定主旨を十分理解した上で、施工する。</p> <p>国際規格としては、ISO(国際標準化機構)、IEC(国際電気標準会議)、ITU(国際電気通信連合)がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格等名称</th> <th rowspan="2">制定者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS</td> <td>日本工業規格</td> <td>通産省工業技術院 日本工業標準調査会</td> <td>JIS C 電気・電子</td> </tr> <tr> <td>JEM</td> <td>日本電機工業会規格</td> <td>社団法人日本電機工業会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JEC</td> <td>電気学会電気規格調査会標準規格</td> <td>社団法人電気学会 (電気規格調査会)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JEAC JEAG</td> <td>日本電気協会 電気技術規程、電気技術指針</td> <td>社団法人日本電気協会 (電気技術基準調査委員会)</td> <td>内線規程</td> </tr> <tr> <td>JECA</td> <td>日本電設工業協会技術指針</td> <td>社団法人日本電設工業会 (技術委員会)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JEITA</td> <td>電子情報技術産業協会規格</td> <td>社団法人電子情報技術産業協会</td> <td>工業用計算機設置環境基準 (旧 JAIDA)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業安全研究所技術指針</td> <td>労働省産業安全研究所</td> <td>工場電気設備防爆指針 ガス蒸気防爆 粉じん防爆 静電気安全指針</td> </tr> <tr> <td>JMIF</td> <td>日本計量機器工業連合会規格</td> <td>社団法人日本計量機器工業連合会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SBA</td> <td>日本蓄電池工業会規格</td> <td>社団法人日本蓄電池工業会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NEGA</td> <td>(社)日本内燃力発電設備協会規格</td> <td>社団法人日本内燃力発電設備協会</td> <td>自家発電設備の認定規格</td> </tr> <tr> <td>NEGA C201</td> <td>自家発電設備の出力算定法</td> <td>社団法人日本内燃力発電設備協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JEMIS</td> <td>日本電気計測器工業会規格</td> <td>社団法人日本電気計測器工業会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JCS</td> <td>電線技術委員会標準規格</td> <td>日本電線工業会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>高圧受変電設備指針</td> <td>社団法人日本電気協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>水道施設設計指針</td> <td>社団法人日本水道協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>下水道施設計画・設計指針 下水道維持管理指針</td> <td>社団法人日本下水道協会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格等名称		制定者	備考	記号	名称	JIS	日本工業規格	通産省工業技術院 日本工業標準調査会	JIS C 電気・電子	JEM	日本電機工業会規格	社団法人日本電機工業会		JEC	電気学会電気規格調査会標準規格	社団法人電気学会 (電気規格調査会)		JEAC JEAG	日本電気協会 電気技術規程、電気技術指針	社団法人日本電気協会 (電気技術基準調査委員会)	内線規程	JECA	日本電設工業協会技術指針	社団法人日本電設工業会 (技術委員会)		JEITA	電子情報技術産業協会規格	社団法人電子情報技術産業協会	工業用計算機設置環境基準 (旧 JAIDA)		産業安全研究所技術指針	労働省産業安全研究所	工場電気設備防爆指針 ガス蒸気防爆 粉じん防爆 静電気安全指針	JMIF	日本計量機器工業連合会規格	社団法人日本計量機器工業連合会		SBA	日本蓄電池工業会規格	社団法人日本蓄電池工業会		NEGA	(社)日本内燃力発電設備協会規格	社団法人日本内燃力発電設備協会	自家発電設備の認定規格	NEGA C201	自家発電設備の出力算定法	社団法人日本内燃力発電設備協会		JEMIS	日本電気計測器工業会規格	社団法人日本電気計測器工業会		JCS	電線技術委員会標準規格	日本電線工業会		—	高圧受変電設備指針	社団法人日本電気協会		—	水道施設設計指針	社団法人日本水道協会		—	下水道施設計画・設計指針 下水道維持管理指針	社団法人日本下水道協会		<p>第11条 関係規格の準拠</p> <p>プラント電気設備に関係する規格、指針等には、次のようなものがある。</p> <p>プラント電気設備の工事施工は、本一般仕様書に定めるもののほか、国内規格、指針等に準拠して施工する。</p> <p>プラント電気設備の施工に際してこれらの国内規格及び指針等により難しい場合は、その制定主旨を十分理解した上で、施工する。</p> <p>国際規格としては、ISO(国際標準化機構)、IEC(国際電気標準会議)、ITU(国際電気通信連合)がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格等名称</th> <th rowspan="2">制定者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS</td> <td>日本工業規格</td> <td>通産省工業技術院 日本工業標準調査会</td> <td>JIS C 電気・電子</td> </tr> <tr> <td>JEM</td> <td>日本電機工業会規格</td> <td>一般社団法人日本電機工業会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JEC</td> <td>電気学会電気規格調査会標準規格</td> <td>一般社団法人電気学会 (電気規格調査会)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JEAC JEAG —</td> <td>日本電気協会 電気技術規程、電気技術指針 高圧受電設備指針</td> <td>一般社団法人日本電気協会 (電気技術基準調査委員会)</td> <td>内線規程</td> </tr> <tr> <td>JECA</td> <td>日本電設工業協会技術指針</td> <td>一般社団法人日本電設工業協会 (技術委員会)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JEITA</td> <td>電子情報技術産業協会規格</td> <td>一般社団法人電子情報技術産業協会</td> <td>工業用計算機設置環境基準 (旧 JAIDA)</td> </tr> <tr> <td>NECA</td> <td>日本電気制御機器工業会規格</td> <td>一般社団法人日本電気制御機器工業会</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>労働安全衛生総合研究所技術指針</td> <td>独立行政法人労働安全衛生総合研究所</td> <td>工場電気設備防爆指針 ガス蒸気防爆、粉じん防爆 静電気安全指針</td> </tr> <tr> <td>JMIF</td> <td>日本計量機器工業連合会規格</td> <td>一般社団法人日本計量機器工業連合会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SBA</td> <td>電池工業会規格</td> <td>一般社団法人電池工業会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NEGA NEGA C201</td> <td>(社)日本内燃力発電設備協会規格 自家発電設備の出力算定法</td> <td>一般社団法人日本内燃力発電設備協会</td> <td>自家発電設備の認定規格</td> </tr> <tr> <td>LES</td> <td>日本陸用内燃機関協会団体規格</td> <td>一般社団法人日本陸用内燃機関協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JEMIS</td> <td>日本電気計測器工業会規格</td> <td>一般社団法人日本電気計測器工業会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JCS</td> <td>電線技術委員会標準規格</td> <td>一般社団法人日本電線工業会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JCAA</td> <td>日本電力ケーブル接続技術協会規格</td> <td>一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>水道施設設計指針 水道維持管理指針</td> <td>公益社団法人日本水道協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>下水道施設計画・設計指針 下水道維持管理指針</td> <td>公益社団法人日本下水道協会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格等名称		制定者	備考	記号	名称	JIS	日本工業規格	通産省工業技術院 日本工業標準調査会	JIS C 電気・電子	JEM	日本電機工業会規格	一般社団法人日本電機工業会		JEC	電気学会電気規格調査会標準規格	一般社団法人電気学会 (電気規格調査会)		JEAC JEAG —	日本電気協会 電気技術規程、電気技術指針 高圧受電設備指針	一般社団法人日本電気協会 (電気技術基準調査委員会)	内線規程	JECA	日本電設工業協会技術指針	一般社団法人日本電設工業協会 (技術委員会)		JEITA	電子情報技術産業協会規格	一般社団法人電子情報技術産業協会	工業用計算機設置環境基準 (旧 JAIDA)	NECA	日本電気制御機器工業会規格	一般社団法人日本電気制御機器工業会			労働安全衛生総合研究所技術指針	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	工場電気設備防爆指針 ガス蒸気防爆、粉じん防爆 静電気安全指針	JMIF	日本計量機器工業連合会規格	一般社団法人日本計量機器工業連合会		SBA	電池工業会規格	一般社団法人電池工業会		NEGA NEGA C201	(社)日本内燃力発電設備協会規格 自家発電設備の出力算定法	一般社団法人日本内燃力発電設備協会	自家発電設備の認定規格	LES	日本陸用内燃機関協会団体規格	一般社団法人日本陸用内燃機関協会		JEMIS	日本電気計測器工業会規格	一般社団法人日本電気計測器工業会		JCS	電線技術委員会標準規格	一般社団法人日本電線工業会		JCAA	日本電力ケーブル接続技術協会規格	一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会		—	水道施設設計指針 水道維持管理指針	公益社団法人日本水道協会		—	下水道施設計画・設計指針 下水道維持管理指針	公益社団法人日本下水道協会		<p>関係規格の名称確認 関係規格の追加</p>
規格等名称		制定者	備考																																																																																																																																																
記号	名称																																																																																																																																																		
JIS	日本工業規格	通産省工業技術院 日本工業標準調査会	JIS C 電気・電子																																																																																																																																																
JEM	日本電機工業会規格	社団法人日本電機工業会																																																																																																																																																	
JEC	電気学会電気規格調査会標準規格	社団法人電気学会 (電気規格調査会)																																																																																																																																																	
JEAC JEAG	日本電気協会 電気技術規程、電気技術指針	社団法人日本電気協会 (電気技術基準調査委員会)	内線規程																																																																																																																																																
JECA	日本電設工業協会技術指針	社団法人日本電設工業会 (技術委員会)																																																																																																																																																	
JEITA	電子情報技術産業協会規格	社団法人電子情報技術産業協会	工業用計算機設置環境基準 (旧 JAIDA)																																																																																																																																																
	産業安全研究所技術指針	労働省産業安全研究所	工場電気設備防爆指針 ガス蒸気防爆 粉じん防爆 静電気安全指針																																																																																																																																																
JMIF	日本計量機器工業連合会規格	社団法人日本計量機器工業連合会																																																																																																																																																	
SBA	日本蓄電池工業会規格	社団法人日本蓄電池工業会																																																																																																																																																	
NEGA	(社)日本内燃力発電設備協会規格	社団法人日本内燃力発電設備協会	自家発電設備の認定規格																																																																																																																																																
NEGA C201	自家発電設備の出力算定法	社団法人日本内燃力発電設備協会																																																																																																																																																	
JEMIS	日本電気計測器工業会規格	社団法人日本電気計測器工業会																																																																																																																																																	
JCS	電線技術委員会標準規格	日本電線工業会																																																																																																																																																	
—	高圧受変電設備指針	社団法人日本電気協会																																																																																																																																																	
—	水道施設設計指針	社団法人日本水道協会																																																																																																																																																	
—	下水道施設計画・設計指針 下水道維持管理指針	社団法人日本下水道協会																																																																																																																																																	
規格等名称		制定者	備考																																																																																																																																																
記号	名称																																																																																																																																																		
JIS	日本工業規格	通産省工業技術院 日本工業標準調査会	JIS C 電気・電子																																																																																																																																																
JEM	日本電機工業会規格	一般社団法人日本電機工業会																																																																																																																																																	
JEC	電気学会電気規格調査会標準規格	一般社団法人電気学会 (電気規格調査会)																																																																																																																																																	
JEAC JEAG —	日本電気協会 電気技術規程、電気技術指針 高圧受電設備指針	一般社団法人日本電気協会 (電気技術基準調査委員会)	内線規程																																																																																																																																																
JECA	日本電設工業協会技術指針	一般社団法人日本電設工業協会 (技術委員会)																																																																																																																																																	
JEITA	電子情報技術産業協会規格	一般社団法人電子情報技術産業協会	工業用計算機設置環境基準 (旧 JAIDA)																																																																																																																																																
NECA	日本電気制御機器工業会規格	一般社団法人日本電気制御機器工業会																																																																																																																																																	
	労働安全衛生総合研究所技術指針	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	工場電気設備防爆指針 ガス蒸気防爆、粉じん防爆 静電気安全指針																																																																																																																																																
JMIF	日本計量機器工業連合会規格	一般社団法人日本計量機器工業連合会																																																																																																																																																	
SBA	電池工業会規格	一般社団法人電池工業会																																																																																																																																																	
NEGA NEGA C201	(社)日本内燃力発電設備協会規格 自家発電設備の出力算定法	一般社団法人日本内燃力発電設備協会	自家発電設備の認定規格																																																																																																																																																
LES	日本陸用内燃機関協会団体規格	一般社団法人日本陸用内燃機関協会																																																																																																																																																	
JEMIS	日本電気計測器工業会規格	一般社団法人日本電気計測器工業会																																																																																																																																																	
JCS	電線技術委員会標準規格	一般社団法人日本電線工業会																																																																																																																																																	
JCAA	日本電力ケーブル接続技術協会規格	一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会																																																																																																																																																	
—	水道施設設計指針 水道維持管理指針	公益社団法人日本水道協会																																																																																																																																																	
—	下水道施設計画・設計指針 下水道維持管理指針	公益社団法人日本下水道協会																																																																																																																																																	

福岡市プラント電気設備 一般仕様書 第1章 共通事項 新旧比較表(3/5)

	改訂前	改訂後	改訂事項																																				
P.1-8	<p>経済産業省通達：ガイドライン</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 30%;">制定者</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧または特別高圧電受電する需要家の高調波抑制ガイドライン</td> <td>経済産業省資源エネルギー庁 公益事業部</td> <td>平成6年9月発行</td> </tr> </tbody> </table> <p>技術資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">資料名称</th> <th style="width: 30%;">発行者</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気学会技術報告</td> <td>社団法人電気学会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本電機工業会技術資料(JEM-TR) 日本電機工業会技術資料(JEM-F)</td> <td>社団法人日本電機工業会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気協同研究会技術報告</td> <td>社団法人電気協同研究会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第12条 その他</p> <p>(1) 各機器の構造，強度，材質等は，各機器仕様によるが，これによりがたい場合は本市と協議のうえ承諾図で変更できる。</p> <p>(2) 水準面</p> <p>福岡市の水準面は港湾局、下水レベルの2種類である。T.P.（東京湾平均海面）に対する基準面を下記に表す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾局（潮位表）＝T.P. +1,070mm ・ 下水レベル＝T.P. +1,773mm <p>詳細は次ページに示す。</p>	名称	制定者	備考	高圧または特別高圧電受電する需要家の高調波抑制ガイドライン	経済産業省資源エネルギー庁 公益事業部	平成6年9月発行	資料名称	発行者	備考	電気学会技術報告	社団法人電気学会		日本電機工業会技術資料(JEM-TR) 日本電機工業会技術資料(JEM-F)	社団法人日本電機工業会		電気協同研究会技術報告	社団法人電気協同研究会		<p>経済産業省通達：ガイドライン</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 30%;">制定者</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧または特別高圧電受電する需要家の高調波抑制ガイドライン</td> <td>経済産業省資源エネルギー庁 公益事業部</td> <td>平成6年9月発行</td> </tr> </tbody> </table> <p>技術資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">資料名称</th> <th style="width: 30%;">発行者</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気学会技術報告</td> <td>一般社団法人電気学会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本電機工業会技術資料(JEM-TR) 日本電機工業会技術資料(JEM-F)</td> <td>一般社団法人日本電機工業会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気協同研究会技術報告</td> <td>一般社団法人電気協同研究会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第12条 その他</p> <p>(1) 各機器の構造，強度，材質等は，各機器仕様によるが，これによりがたい場合は本市と協議のうえ承諾図で変更できる。</p> <p>(2) 水準面</p> <p>福岡市の水準面は港湾局、下水レベルの2種類である。T.P.（東京湾平均海面）に対する基準面を下記に表す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾局（潮位表）＝T.P. +1,070mm ・ 下水レベル＝T.P. +1,773mm <p>詳細は次ページに示す。</p>	名称	制定者	備考	高圧または特別高圧電受電する需要家の高調波抑制ガイドライン	経済産業省資源エネルギー庁 公益事業部	平成6年9月発行	資料名称	発行者	備考	電気学会技術報告	一般社団法人電気学会		日本電機工業会技術資料(JEM-TR) 日本電機工業会技術資料(JEM-F)	一般社団法人日本電機工業会		電気協同研究会技術報告	一般社団法人電気協同研究会		関係規格の名称確認
名称	制定者	備考																																					
高圧または特別高圧電受電する需要家の高調波抑制ガイドライン	経済産業省資源エネルギー庁 公益事業部	平成6年9月発行																																					
資料名称	発行者	備考																																					
電気学会技術報告	社団法人電気学会																																						
日本電機工業会技術資料(JEM-TR) 日本電機工業会技術資料(JEM-F)	社団法人日本電機工業会																																						
電気協同研究会技術報告	社団法人電気協同研究会																																						
名称	制定者	備考																																					
高圧または特別高圧電受電する需要家の高調波抑制ガイドライン	経済産業省資源エネルギー庁 公益事業部	平成6年9月発行																																					
資料名称	発行者	備考																																					
電気学会技術報告	一般社団法人電気学会																																						
日本電機工業会技術資料(JEM-TR) 日本電機工業会技術資料(JEM-F)	一般社団法人日本電機工業会																																						
電気協同研究会技術報告	一般社団法人電気協同研究会																																						

福岡市プラント電気設備 一般仕様書 第1章 共通事項 新旧比較表(4/5)

	改訂前	改訂後	改訂事項
P.1-18 P.1-19	<p>第5条 構造・その他</p> <p>第5条 第1項 対象盤 本条を適用する対盤類を下記に示す。ただし、メーカー標準品を除く。</p> <p>[1] 受変電設備 引込受電盤・高圧盤・変圧器盤・変圧器二次盤・照明変圧器盤 等</p> <p>[2] 運転操作設備 高圧コンビネーション盤・動力制御盤・プログラマブルコントローラ盤・コントロールセンタ・補助継電器盤・現場操作盤・携帯端末中継箱・作業用電源箱 等</p> <p>[3] 情報処理・監視制御設備 中央監視盤・監視制御盤(遠方監視装置)・操作盤・LCD監視制御装置・大画面装置・FAPC・情報処理装置・ITV装置・データ伝送盤 等</p> <p>[4] 自家発電設備 発電機盤・自動始動盤・同期盤 等</p> <p>[5] 特殊電源設備 直流電源装置・UPS・汎用UPS・インバータ盤 等</p> <p>[6] 計装設備 計装盤 等</p> <p>[2] 計器面</p> <p>(1) 表面はホコリが付きにくいもので、光線の反射防止を考慮した形状とする。 (2) 文字板の数字は4桁以下とする。 (3) 交流電圧計目盛りは公称電圧の150%上限を標準とする。 (4) 交流電流計目盛りは変流器一次定格値を標準とする。 (5) 力率計目盛りは0~1~0又は0.5~1~0.5とし、遅相側が右振れとする。 (6) 周波数計は指針形とし、階級は1.0級とする。 (7) 位相計、力率計・無効電力計の許容差は位相角(90°電気角)において±5%とする。 (8) 周波数計・位相計・力率計・無効電力計を除く指示計器の階級は、1.5級とする。 (9) 電力計計器用変圧器の変成比は変成比×変流比とするか、10のベキ乗倍とする。 (10) 原則として名称銘板を取付け、定格値に赤針又は赤マークを入れる。</p>	<p>第5条 構造・その他</p> <p>第5条 第1項 対象盤 本条を適用する対盤類を下記に示す。ただし、メーカー標準品を除く。</p> <p>[1] 受変電設備 引込受電盤・高圧盤・変圧器盤・変圧器二次盤・照明変圧器盤 等</p> <p>[2] 運転操作設備 高圧コンビネーション盤・動力制御盤・プログラマブルコントローラ盤・コントロールセンタ・補助継電器盤・現場操作盤・携帯端末中継箱・作業用電源箱 等</p> <p>[3] 情報処理・監視制御設備 中央監視盤・監視制御盤(遠方監視装置)・操作盤・LCD監視制御装置・大画面装置・FAPC・情報処理装置・ITV装置・データ伝送盤 等</p> <p>[4] 自家発電設備 発電機盤・自動始動盤・同期盤 等</p> <p>[5] 特殊電源設備 直流電源装置・UPS・インバータ盤 等</p> <p>[6] 計装設備 計装盤 等</p> <p>[2] 計器面</p> <p>(1) 表面はホコリが付きにくいもので、光線の反射防止を考慮した形状とする。 (2) 文字板の数字は4桁以下とする。 (3) 交流電圧計目盛りは公称電圧の150%上限を標準とする。 (4) 交流電流計目盛りは変流器一次定格値を標準とする。 (5) 力率計目盛りは0~1~0又は0.5~1~0.5とし、遅相側が右振れとする。 (6) 周波数計は指針形とし、階級は1.0級とする。 (7) 位相計、力率計・無効電力計の許容差は位相角(90°電気角)において±5%とする。 (8) 周波数計・位相計・力率計・無効電力計を除く指示計器の階級は、1.5級とする。 (9) 電力計計器用変圧器の変成比は変成比×変流比とするか、10のベキ乗倍とする。 (10) 原則として名称銘板を取付け、定格値に赤針又は赤マークを入れる。 (11) 負荷回路用の電流計は定格値の3倍以上の延長目盛とする。</p>	<p>〔適用の削除〕 汎用UPSを対象から削除</p> <p>〔仕様の追記〕 負荷回路電流計の目盛について追記</p>

**福岡市プラント電気設備 一般仕様書 第1章 共通事項
新旧比較表(5/5)**

	改訂前	改訂後	改訂事項
P.1-19 P.1-20 P.1-21	<p>第8条 第2項 表示灯, 信号灯</p> <p>(1) 準拠規格 : JIS C 7516「表示用電球」(ネオン管は除く) ただし、弱電流回路又はLED等の半導体素子を使用するものはこの限りでない。</p> <p>(2) 表示灯類は、LEDランプを用いたもの。</p> <p>(3) ランプの交換は、原則として正面から容易に交換できる構造とする。</p> <p>(4) グローブの形式は、丸形又は角形とし、変色し難い合成樹脂製又はガラス製とする。</p> <p>(5) 高圧盤・低圧盤・中央監視盤・現場盤等の電球、グローブ類はできるだけ同一規格とすることを使用する。</p> <p>第9条 付属品</p> <p>(1) 各機器の付属品は、本仕様書及び特記仕様書等に記載しているもののほか、運転上及び保守上具備すべきもの。</p> <p>(2) 付属品は、長時間の保存に適するよう厳重に包装し、付属品リストに内容品の種類及び数量を記載するほか、保管上の注意事項を明記する。</p> <p>(3) 図面又は特記仕様書に記載していない部品で、1ヶ年以内に消耗するものは原則として1ヶ年分を納める。(専用記録紙、インク、トナー等)</p>	<p>第8条 第2項 表示灯, 信号灯</p> <p>(1) 準拠規格 : JIS C 7516「表示用電球」(ネオン管は除く) ただし、弱電流回路又はLED等の半導体素子を使用するものはこの限りでない。</p> <p>(2) 表示灯類は、LEDランプを用いたもの。</p> <p>(3) ランプの交換は、原則として正面から容易に交換できる構造とする。</p> <p>(4) グローブの形式は、丸形又は角形とし、変色し難い合成樹脂製又はガラス製とする。</p> <p>(5) 高圧盤・低圧盤・中央監視盤・現場盤等の電球、グローブ類はできるだけ同一規格とする。</p> <p>第9条 付属品</p> <p>(1) 各機器の付属品は、本仕様書及び特記仕様書等に記載しているもののほか、運転上及び保守上具備すべきもの。</p> <p>(2) 付属品は、長時間の保存に適するよう厳重に包装し、付属品リストに内容品の種類及び数量を記載するほか、保管上の注意事項を明記する。</p> <p>(3) 図面又は特記仕様書に記載していない部品で、1ヶ年以内に消耗するものは原則として1ヶ年分を納める。(専用記録紙、トナー等)</p>	<p>表現誤記の修正</p> <p>消耗品例の削除</p>

福岡市プラント電気設備 一般仕様書 第3章 運転操作設備
新旧比較表(1/1)

	改訂前	改訂後	改訂事項
P.3-1	<p>第1条 高圧コンビネーションスタータ</p> <p>第1条 第1項 準拠規格</p> <p>(1) 準拠規格 : JEM-1225</p> <p>(2) 母線電流 : 600A 又は 1200A</p> <p>(3) フレーム電流 : 200A</p>	<p>第1条 高圧コンビネーションスタータ</p> <p>第1条 第1項 準拠規格</p> <p>(1) 準拠規格 : JEM-1225</p> <p>(2) 母線電流 : 630A(600A) 又は 1250A(1200A)</p> <p>(3) フレーム電流 : 200A</p>	定格電流の変更
P.3-2	<p>[2] 電力ヒューズ</p> <p>(1) 準拠規格 : JIS C 4604, JEC-2330</p> <p>(2) 定格電圧 : 7.2kV 又は 3.6kV</p> <p>(3) 種別 : 限流型</p> <p>(4) 絶縁階級 : 6号A 又は 3号A</p>	<p>[2] 電力ヒューズ</p> <p>(1) 準拠規格 : JIS C 4604, JEC-2330</p> <p>(2) 定格電圧 : 7.2kV 又は 3.6kV</p> <p>(3) 種別 : 限流型</p> <p>(4) 絶縁階級 : 6号A 又は 3号A</p> <p>(5) その他 : 溶断接点付</p>	電力ヒューズの仕様追加

**福岡市プラント電気設備 一般仕様書 第4章 監視制御設備
新旧比較表(1/1)**

	改訂前	改訂後	改訂事項
P.4-1	<p>第1条 第4項 グラフィック</p> <p>(1) グラフィックシンボル及び経路線の色彩等。 準拠規格 : JEM-1136, 1405, 1416</p> <p>(2) モザイク形を標準とし, 詳細は図面又は特記仕様書による。</p> <p>(3) グラフィック表示方法は次のいずれかとし, 図面又は特記仕様書による。</p> <p>① 断面図 ② 平面図 ③ 平断面混在図</p>	<p>第1条 第4項 グラフィック</p> <p>(1) グラフィックシンボル及び経路線の色彩等。 準拠規格 : JEM-1136, 1405, 1416, 1428</p> <p>(2) モザイク形を標準とし, 詳細は図面又は特記仕様書による。</p> <p>(3) グラフィック表示方法は次のいずれかとし, 図面又は特記仕様書による。</p> <p>① 断面図 ② 平面図 ③ 平断面混在図</p>	準拠規格の追記
P.4-3	<p>第6条 LCD</p> <p>(1) 画面寸法 : 20形又は21形 相当</p> <p>(2) 表示解像度 : 1024×768 ドット以上</p> <p>(3) 表示色 : カラー</p> <p>(4) 表示文字 : 漢字(JIS 第二水準以上), 英数カナ文字, 任意画素, 外字</p> <p>(5) 入力手段 : キーボード, マウス等</p> <p>(6) キーボード : JIS キーボード又は運転監視用キーボード</p> <p>(7) その他 : 画面スクロール又はウィンドウ機能等</p> <p>(8) 電源 : AC 100V</p>	<p>第6条 LCD</p> <p>(1) 画面寸法 : 20形又は21形 相当</p> <p>(2) 表示解像度 : 1280×1024 ドット以上</p> <p>(3) 表示色 : カラー</p> <p>(4) 表示文字 : 漢字(JIS 第二水準以上), 英数カナ文字, 任意画素, 外字</p> <p>(5) 入力手段 : キーボード, マウス等</p> <p>(6) キーボード : JIS キーボード又は運転監視用キーボード</p> <p>(7) その他 : 画面スクロール又はウィンドウ機能等</p> <p>(8) 電源 : AC 100V</p>	P4-9との整合

**福岡市プラント電気設備 一般仕様書 第5章 自家発電設備
新旧比較表(1/12)**

	改訂前	改訂後	改訂事項
P5-1	<p>第1条 一般事項</p> <p>(1) 本設備機器は、商用電源停電時に必要な機器の運転を継続するため、所要電力を確保するもので、始動性が良く、所定の電圧確立後直ちに負荷を投入しても支障がないもの。</p> <p>(2) 本設備機器を消防設備の非常電源として使用する場合は、日本内燃力発電設備協会認定品(長時間形)を使用する。</p> <p>第2条 発電機</p> <p>第2条 第1項 準拠規格</p> <p>JIS C 4034-1, 4034-5, 4034-6, JEC-2130, 2131, JEM-1354</p> <p>第2条 第2項 一般仕様</p> <p>堅ろうにして信頼性に富み、運転及び保守管理が容易であるもの。</p> <p>第2条 第3項 構造及び分類</p> <p>(1) 外被の形 : 開放形 (2) 保護方式 : 保護形 (3) 冷却方式 : 空気冷却方式 (4) 回転子 : 回転界磁形 (5) 励磁方式 : ブラシレス式</p> <p>第2条 第4項 定格</p> <p>(1) 定格出力 : 図面又は特記仕様書による。 (2) 定格電圧 : " (3) 周波数 : 60Hz (4) 相数及び線数 : 三相三線式 (5) 力率 : 0.8(遅れ) (6) 定格 : 連続定格 (7) 極数 : 4極を標準とする。 (8) 回転数 : 1,800rpm を標準とする。</p>	<p>第1条 一般事項</p> <p>(1) 本設備機器は、商用電源停電時に必要な機器の運転を継続するため、所要電力を確保するもので、始動性が良く、所定の電圧確立後直ちに負荷を投入しても支障がないもの。</p> <p>(2) 本設備機器を消防設備の非常電源として使用する場合は、日本内燃力発電設備協会認定品(連続運転時間 [72 時間以上])を使用する。</p> <p>第2条 発電機</p> <p>第2条 第1項 準拠規格</p> <p>JIS C 4034-1, 4034-5, 4034-6, JEC-2100, 2130, 2131, JEM-1354</p> <p>第2条 第2項 一般仕様</p> <p>堅ろうにして信頼性に富み、運転及び保守管理が容易であるもの。</p> <p>第2条 第3項 構造及び分類</p> <p>(1) 外被の形 : 開放形 (2) 保護方式 : 保護形 (3) 冷却方式 : 空気冷却方式 (4) 回転子 : 回転界磁形 (5) 励磁方式 : ブラシレス式</p> <p>第2条 第4項 定格</p> <p>(1) 定格出力 : 図面又は特記仕様書による。 (2) 定格電圧 : " (3) 周波数 : 60Hz (4) 相数及び線数 : 三相三線式 (5) 力率 : 0.8(遅れ) (6) 定格の種類 : 連続定格 (7) 極数 : 4極を標準とする。 (8) 回転数 : 1,800 rpm(min-1)を標準とする。</p>	<p>非常用発電機設備運転時間の明記</p> <p>準拠規格の追加</p> <p>単位表現の追加</p>

福岡市プラント電気設備 一般仕様書 第5章 自家発電設備 新旧比較表(2/12)

	改訂前	改訂後	改訂事項
P5-2 P5-3	<p>第2条 第5項 性能</p> <p>(1) 最大電圧降下率 : 定格電圧, 定格周波数で定格電流の 100%(力率 0.4 以下)に相当する負荷を突然加えた場合, 瞬間電圧変動率は 30%以下とし, 2 秒以内に最終の定常電圧の-3%以内に復帰する。</p> <p>(2) 総合電圧変動率 : 定格力率のもとで, 無負荷と全負荷間において, 負荷を漸次変動させた場合の電圧変動率の最大値とし, 定格電圧の±3.5%以内とする。ただし, この場合, 原動機の種類速度変動率は 5%以内とし, 励磁装置の特性を含むもの。</p> <p>(3) 過速度耐力 : ディーゼルエンジン駆動は, 無負荷で定格回転数の 120%の速度で 2 分間運転しても機械的に異常がないもの。 ガスタービンエンジン駆動は, 無負荷で定格回転数の 115%の速度で 2 分間運転しても機械的に異常がないもの。</p> <p>(4) 波形くずれ率 : 無負荷, 定格電圧, 定格周波数における波形は正弦波に近いものとし, 波形くずれ率は 10%以下とする。</p> <p>(5) 効 率 : 効率は規約効率(%)で表し, 定格力率, 定格負荷で JEM-1354 による。</p> <p>(6) 過負荷耐力 : 定格周波数, 定格力率で, 定格容量の 110%負荷で 30 分間運転しても異常がないもの。</p> <p>第2条 第6項 付属装置及び付属品</p> <p>(1) 軸受ダイヤル温度計(警報接点付)</p> <p>(2) 固定子ダイヤル温度計(警報接点付)</p> <p>(3) 主回路端子保護カバー</p> <p>(4) その他メーカー標準付属品</p> <p>第3条 ディーゼル機関</p> <p>第3条 第1項 準拠規格</p> <p>LES 3001</p> <p>第3条 第2項 一般仕様</p> <p>良質の材料で構成し, 堅ろうにして信頼性に富み, 保守・点検・修理等が容易で, 発電機駆動用原動機として適した構造とする。</p> <p>第3条 第3項 出力条件</p> <p>(1) 高度 : 150m 以下</p> <p>(2) 温度 : 5~40℃</p> <p>(3) 湿度 : 40~80%</p> <p>(4) 冷却水入り口温度 : 32℃以下 最低温度が 5℃以下になるような場合は, 円滑な始動ができるよう補機類に必要な付帯機器を設ける。(ヒータ, 循環ポンプ等)</p>	<p>第2条 第5項 性能</p> <p>(1) 最大電圧降下率 : 定格電圧, 定格周波数で定格電流の 100%(力率 0.4 以下)に相当する負荷を突然加えた場合, 瞬間電圧変動率は 30%以下とし, 2 秒以内に最終の定常電圧の-3%以内に復帰する。</p> <p>(2) 総合電圧変動率 : 定格力率のもとで, 無負荷と全負荷間において, 負荷を漸次変動させた場合の電圧変動率の最大値とし, (株)日本内燃力発電設備協会の認定証票貼付の場合は, ±2.5%以内、認定証票貼付けのない場合は, 定格電圧の±3.5%以内とする。ただし, この場合, 原動機の種類速度変動率は 5%以内とし, 励磁装置の特性を含むもの。</p> <p>(3) 過速度耐力 : ディーゼルエンジン駆動は, 無負荷で定格回転数の 120%の速度で 2 分間運転しても機械的に異常がないもの。 ガスタービンエンジン駆動は, 無負荷で定格回転数の 115%の速度で 2 分間運転しても機械的に異常がないもの。</p> <p>(4) 波形くずれ率 : 無負荷, 定格電圧, 定格周波数における波形は正弦波に近いものとし, 波形くずれ率は 10%以下とする。</p> <p>(5) 効 率 : 効率は規約効率(%)で表し, 定格力率, 定格負荷で JEM-1354 による。</p> <p>(6) 過負荷耐力 : 定格周波数, 定格力率で, 定格容量の 110%負荷で 30 分間運転しても異常がないもの。</p> <p>第2条 第6項 付属装置及び付属品</p> <p>(1) 500kVA 以上軸受ダイヤル温度計(警報接点付)</p> <p>(2) 2000kVA 以上固定子ダイヤル温度計(警報接点付)</p> <p>(3) 主回路端子保護カバー</p> <p>(4) その他メーカー標準付属品</p> <p>第3条 ディーゼル機関</p> <p>第3条 第1項 準拠規格</p> <p>LES 3001, JIS B 8009-1/2/5/6/7/9/12</p> <p>第3条 第2項 一般仕様</p> <p>良質の材料で構成し, 堅ろうにして信頼性に富み, 保守・点検・修理等が容易で, 発電機駆動用原動機として適した構造とする。</p> <p>第3条 第3項 出力条件</p> <p>(1) 高度 : 300m以下</p> <p>(2) 温度 : 5~40℃</p> <p>(3) 湿度 : 40~85 (%RH) 搭載型 40~80 (%RH)</p> <p>(4) 冷却水入り口温度 : 35℃ 最低温度が 5℃以下になるような場合は, 円滑な始動ができるよう補機類に必要な付帯機器を設ける。(ヒータ, 循環ポンプ等)</p>	<p>機内発協の認定の有無による総合電圧変動率の違いを追加</p> <p>容量追記</p> <p>準拠規格の追加</p> <p>条件の変更</p>

**福岡市プラント電気設備 一般仕様書 第5章 自家発電設備
新旧比較表(3/12)**

	改訂前	改訂後	改訂事項																								
P5-3	<p>第3条 第7項 外被 原則として、オープン形とする。</p> <p>第3条 第8項 定格及び性能</p> <p>(1) 形式 : 図面又は特記仕様書による。 (2) 定格出力 : 図面又は特記仕様書による。 (3) 定格回転数 : 1,800rpm を標準とする。 (4) 潤滑方式 : 図面又は特記仕様書による。 (5) 冷却方式 : ” (6) 使用燃料 : 軽油又は A 重油を標準とする。 (7) 燃料消費率 : 次表による</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 10%;">原動機出力 (kW)</th> <th style="width: 10%;">22 以下</th> <th style="width: 10%;">22 を超え 184 以下</th> <th style="width: 10%;">184 を超え 331 以下</th> <th style="width: 10%;">331 を超え 552 以下</th> <th style="width: 10%;">552 を超える 場合</th> </tr> <tr> <td>燃料消費率 (以下) 単位(g/kWh)</td> <td>310</td> <td>300</td> <td>270</td> <td>250</td> <td>230</td> </tr> </table> <p>注 1,100kW を超える時は図面又は特記仕様書による。 出力条件範囲内における燃料消費率とする。 原動機出力とは図面又は特記仕様書に指定する値をいう。</p> <p>(8) 過速度耐力 : 110%1 分間(無負荷運転)</p>	原動機出力 (kW)	22 以下	22 を超え 184 以下	184 を超え 331 以下	331 を超え 552 以下	552 を超える 場合	燃料消費率 (以下) 単位(g/kWh)	310	300	270	250	230	<p>第3条 第7項 外被 原則として、開放形とする。</p> <p>第3条 第8項 定格及び性能</p> <p>(1) 形式 : 図面又は特記仕様書による。 (2) 定格出力 : ” (3) 定格回転数 : 1,800 rpm(min-1)を標準とする。 (4) 潤滑方式 : 図面又は特記仕様書による。 (5) 冷却方式 : 図面又は特記仕様書による。 (6) 使用燃料 : ” (7) 燃料消費率 : 次表による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 10%;">原動機出力 (kW)</th> <th style="width: 10%;">22 以下</th> <th style="width: 10%;">22 を超え 184 以下</th> <th style="width: 10%;">184 を超え 331 以下</th> <th style="width: 10%;">331 を超え 552 以下</th> <th style="width: 10%;">552 を超える 場合</th> </tr> <tr> <td>燃料消費率 (g/kWh)</td> <td>310 以下</td> <td>300 以下</td> <td>270 以下</td> <td>250 以下</td> <td>230 以下</td> </tr> </table> <p>注 1,100kW を超える時は図面又は特記仕様書による。 出力条件範囲内における燃料消費率とする。 原動機出力とは図面又は特記仕様書に指定する値をいう。</p> <p>(8) 定格運転時間 : 連続 72 時間以上</p> <p>(9) 始動時間 : 図面または特記仕様書による。</p> <p>(10) 過速度耐力 : 110%1 分間(無負荷運転)</p>	原動機出力 (kW)	22 以下	22 を超え 184 以下	184 を超え 331 以下	331 を超え 552 以下	552 を超える 場合	燃料消費率 (g/kWh)	310 以下	300 以下	270 以下	250 以下	230 以下	<p>表現の変更</p> <p>単位表現の追加</p> <p>使用燃料を発注図書によるものに変更</p> <p>定格連続運転時間の追記 始動時間の追記</p>
原動機出力 (kW)	22 以下	22 を超え 184 以下	184 を超え 331 以下	331 を超え 552 以下	552 を超える 場合																						
燃料消費率 (以下) 単位(g/kWh)	310	300	270	250	230																						
原動機出力 (kW)	22 以下	22 を超え 184 以下	184 を超え 331 以下	331 を超え 552 以下	552 を超える 場合																						
燃料消費率 (g/kWh)	310 以下	300 以下	270 以下	250 以下	230 以下																						

福岡市プラント電気設備 一般仕様書 第5章 自家発電設備 新旧比較表(5/12)

	改訂前	改訂後	改訂事項																				
P5-6	<p>第4条 第8項 パッケージ</p> <p>(1) 防音のためパッケージに収納し、周囲 1m における運転時の音圧レベルは 90dB 以下を標準とする。</p> <p>(2) パッケージ内に点検用の踏み台を設ける。</p> <p>(3) 内部点検用照明及びスイッチを設ける。</p> <p>(4) 保守用コンセントとして 125V 2P15A カバー付コンセントを設ける。</p> <p>(5) パッケージ内部の主要機器及び点検が必要な個所には銘板を設ける。</p> <p>第4条 第9項 定格及び性能</p> <p>形式は単純開放サイクル機関又はこれに準じる機関とする。</p> <p>(1) 定格出力 : 図面又は特記仕様書による。</p> <p>(2) 定格回転数 : "</p> <p>(3) 潤滑方式 : "</p> <p>(4) 冷却方式 : "</p> <p>(5) 使用燃料 : 灯油, 軽油, A 重油又は天然ガスを標準とする。</p> <p>(6) 燃料消費率 : 次表による。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">原動機出力(kW)</td> <td style="text-align: center;">22 を超え 184 以下</td> <td style="text-align: center;">184 を超え 331 以下</td> <td style="text-align: center;">331 を超え 552 以下</td> <td style="text-align: center;">552 を超え る場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">燃料消費率(以下) 単位(g/kWh)</td> <td style="text-align: center;">680</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">590</td> <td style="text-align: center;">520</td> </tr> </table> <p>1,100kW を超える時は図面又は特記仕様書による。</p> <p>(1) 出力条件 : 範囲内における燃料消費率とする。</p> <p>(2) 原動機出力 : 図面又は特記仕様書に指定する値をいう。</p>	原動機出力(kW)	22 を超え 184 以下	184 を超え 331 以下	331 を超え 552 以下	552 を超え る場合	燃料消費率(以下) 単位(g/kWh)	680	660	590	520	<p>第4条 第8項 パッケージ</p> <p>(1) 防音のためパッケージに収納し、周囲 1m における運転時の音圧レベルは 85dB(A) 以下を標準とする。</p> <p>(2) パッケージ内に点検用の踏み台を設ける。</p> <p>(3) 内部点検用照明及びスイッチを設ける。(メーカー仕様)</p> <p>(4) 保守用コンセントとして 125V 2P15A カバー付コンセントを設ける。(メーカー仕様)</p> <p>(5) パッケージ内部の主要機器及び点検が必要な個所には銘板を設ける。</p> <p>第4条 第9項 定格及び性能</p> <p>形式は単純開放サイクル機関又はこれに準じる機関とする。</p> <p>(1) 定格出力 : 図面又は特記仕様書による。</p> <p>(2) 定格回転数 : "</p> <p>(3) 潤滑方式 : "</p> <p>(4) 冷却方式 : "</p> <p>(5) 使用燃料 : "</p> <p>(6) 燃料消費率 : 次表による。</p> <p>(7) 定格運転時間 : 連続 72 時間以上</p> <p>(8) 始動時間 : 図面または特記仕様書による。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">原動機出力(kW)</td> <td style="text-align: center;">22 を超え 184 以下</td> <td style="text-align: center;">184 を超え 331 以下</td> <td style="text-align: center;">331 を超え 552 以下</td> <td style="text-align: center;">552 を超え る場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">燃料消費率 (g/kWh)</td> <td style="text-align: center;">680 以下</td> <td style="text-align: center;">660 以下</td> <td style="text-align: center;">590 以下</td> <td style="text-align: center;">520 以下</td> </tr> </table> <p>1,100kW を超える時は図面又は特記仕様書による。</p> <p>(9) 出力条件 : 範囲内における燃料消費率とする。</p> <p>(10) 原動機出力 : 図面又は特記仕様書による。</p> <p>(11) 過速度耐力 : 定格回転数の 105%1 分間(無負荷運転)</p>	原動機出力(kW)	22 を超え 184 以下	184 を超え 331 以下	331 を超え 552 以下	552 を超え る場合	燃料消費率 (g/kWh)	680 以下	660 以下	590 以下	520 以下	<p>音圧レベルの変更</p> <p>メーカー仕様であることの明記</p> <p>使用燃料を発注図書によるものに変更</p> <p>連続運転時間の明記 始動時間の明記</p> <p>表現の変更</p>
原動機出力(kW)	22 を超え 184 以下	184 を超え 331 以下	331 を超え 552 以下	552 を超え る場合																			
燃料消費率(以下) 単位(g/kWh)	680	660	590	520																			
原動機出力(kW)	22 を超え 184 以下	184 を超え 331 以下	331 を超え 552 以下	552 を超え る場合																			
燃料消費率 (g/kWh)	680 以下	660 以下	590 以下	520 以下																			

**福岡市プラント電気設備 一般仕様書 第5章 自家発電設備
新旧比較表(6/12)**

	改訂前	改訂後	改訂事項
P5-6	<p>第6条 機関補機等</p> <p>第6条 第1項 始動用空気圧縮機</p> <p>(1) 形式 : 空冷2段圧縮式 (飛まつ又は滴下潤滑給油式)</p> <p>(2) 駆動方式 : 直結又はVベルト駆動</p> <p>(3) 駆動機種 : 誘導電動機</p> <p>(4) 圧縮機吐出圧 : 2.9Mpa/MAX</p> <p>(5) 始動方式 : 自動及び操作スイッチによる手動方式とするが、吐出側残圧処理等を施すことなく容易に始動できるもの。</p>	<p>第6条 機関補機等</p> <p>第6条 第1項 始動用空気圧縮機</p> <p>(1) 形式 : 空冷2段圧縮式 (飛まつ又は滴下潤滑給油式)</p> <p>(2) 駆動方式 : 直結又はVベルト駆動</p> <p>(3) 駆動機種 : 誘導電動機</p> <p>(4) 圧縮機吐出圧 : 3.0MPa</p> <p>(5) 始動方式 : 自動及び操作スイッチによる手動方式とするが、吐出側残圧処理等を施すことなく容易に始動できるもの。</p>	吐出圧の変更
P5-7 P5-8	<p>第6条 第3項 始動用蓄電池</p> <p>(1) 準拠規格 : JIS C 8704-2</p> <p>(2) 蓄電池</p> <p>① 形式 : MSE</p> <p>② 容量 : 機関の始動、制御及びそのほかの負荷に十分なもの。 付属の蓄電池で5秒間始動後、5秒間休止で連続5回以上始動が出来るもの。</p> <p>③ 充電器 : 容量始動5回を行った後、24時間以内に満充電出来るもの。</p> <p>第6条 第4項 可とう管</p> <p>機関の振動を吸収し、かつ十分な強度を有するもの。</p> <p>(1) 排気可とう管 : ベローズ式で、両側の配管接続は、原則としてJISによる5Kフランジ継ぎ手とする(合フランジ付)。</p> <p>(2) 冷却水可とう管 : ベローズ式又は特殊ゴム製とする。 両側の配管接続は、ユニオン継ぎ手又はJISによる5Kフランジ継ぎ手とする(合フランジ付)。 ただし、ラジエータ冷却式のもの除く。</p> <p>(3) 燃料油可とう管 : ベローズ式とし、両側の配管接続は、ユニオン継ぎ手又はJISによる5Kフランジ継ぎ手とする(合フランジ付)。</p> <p>(4) 始動空気可とう管 : SUS製等の金属メッシュ保護外被付耐圧継ぎ手とする。</p>	<p>第6条 第3項 始動用蓄電池</p> <p>(1) 準拠規格 : JIS C 8704-2</p> <p>(2) 蓄電池</p> <p>① 蓄電池形式 : MSE</p> <p>② 蓄電池容量 : 機関の始動、制御及びそのほかの負荷に十分なもの。 付属の蓄電池で10秒間始動後、5秒間休止で連続3回以上始動が出来るもの。</p> <p>③ 充電器容量 : 始動3回を行った後、24時間以内に満充電出来るもの。</p> <p>第6条 第4項 可とう管</p> <p>機関の振動を吸収し、かつ十分な強度を有するもの。</p> <p>(1) 排気可とう管 : ベローズ式で、両側の配管接続は、原則としてJISによる5Kフランジ継ぎ手とする(合フランジ付)。</p> <p>(2) 冷却水可とう管 : ベローズ式又は特殊ゴム製とする。 両側の配管接続は、ユニオン継ぎ手又はJISによる5Kフランジ継ぎ手とする(合フランジ付)。 ただし、ラジエータ冷却式のもの除く。</p> <p>(3) 燃料油可とう管 : ベローズ式とし、両側の配管接続は、ユニオン継ぎ手又はJISによる5Kフランジ継ぎ手とする(合フランジ付)。</p> <p>(4) 始動空気可とう管 : SUS製等の金属メッシュ保護外被付耐圧継ぎ手とする。 耐圧 3.4 (MPa) {35kgf/cm²} 以上</p>	容量仕様の変更
			耐圧仕様の明記

